## 宇美町災害復旧等緊急工事に関する協定書

字美町(以下「甲」という。)と21・建設クラブ・福岡(以下「乙」という。)とは、災害復旧 緊急工事(以下「緊急工事」という。)について、宇美町災害復旧等緊急工事実施網(平 成21年宇美町告示第43号の2。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事 項に関し、次のとおり協定を締結する。

(相互協力)

- 第1条 甲及び乙は、相互に協力して災害復旧及び災害防止に当たるものとする。
- 2 乙は、この協定の趣旨を乙の構成員に周知し、災害復旧及び災害防止に努めるものとす ろ。

(要請)

第2条 甲は、緊急工事を施工する必要があると認めるときは、当該工事の施工を乙に対し 要請することができるものとする。

(施工者の決定等)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、直ちに乙の構成員の中から施工する 者を推薦するものとする。
- 2 乙は、乙の構成員の中から施工する者を推薦できないときは、直ちにその旨を甲に報告 するものとする。
- 3 甲は、乙が推薦した者が適当であると認めるときは、その者を施工者として決定するも のとする。
- 4 甲は、施工者と緊急工事の施工範囲及び施工方法等について協議し、決定するものとす ろ。

(契約の締結)

- 第4条 甲は、要綱第8条の規定により、施工者と清算払いを約した工事の請負に係る契約 を締結するものとする。
- 第5条 工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとす る。
- (1) 応急対策工事(要綱第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。)に係る工事費施 工者が提出する当該工事の費用が確認できる書類等を甲が精査し、適当と認めた額
- (2) 地方自治法施工令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号及び第6号 の規定により、施工者が応急対策工事に引き続き行った本工事(要綱第2条第2号に 定めるものをいう。)に係る工事費 甲が作成する設計書等に基づき、甲と施工者が協 議して決定した額

(甲の構成員に対する措置請求)

- 第6条 甲は、乙の構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、構成員から 除くことを請求することができるものとする。
- (1) 要綱第3条第3項第1号に該当しないこととなったとき。
- (2) 破産者で復権を得ない者となったとき。

- (3) 地方自治法施工会(昭和22年政会第16号)第167条の4第2項各号に該当する者 として、甲が入札の参加制限をしたとき。
- (4) 宇美町指名停止等措置要綱(平成元年宇美町要綱第7号)別表第1「3 暴力的組 織等に対する措置基準|第1項から第3項までに該当する者として、甲が指名停止の 措置をしたとき。
- (申請書の内容の変更)
- 第7条 乙は、要綱第3条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、当該変更につい て速やかに甲に申し出るものとする。

(甲の解除権)

- 第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができるも のとする。
- (1) 実態がなくなったとき。
- (2) 構成員の全てが第6条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 申請の内容に重大な虚偽があったとき。
- (4) 法令又は協定に重大な違反をしたとき。
- (5) 乙がこの協定の解約を申し出たとき。
- (乙の解除権)
- 第9条 乙は、甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することがで きるものとする。
- (1) 乙の実態がなくなったとき。
- (2) 甲が法令又は協定に重大な違反をしたとき。
- (協定の効力)
- 第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。 (協議)
- 第11条 この協定及び要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

協定の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、乙の代表者に対する乙の構成 員全員からの協定締結に関する委任状を添えて、各自1通を保有する。

平成21年 6月23日

甲

福岡県糟屋郡宇美町宇				
宇 代表	美 者	町 宇	美	町

Z 福岡県福岡市早良区田村二丁目8番15号 21・建設クラブ・福岡 会長 竹内昭司

字美五丁目1番1号

長安川



